様式第４号（第９条関係）

年 　月　 日

　　　　　　　　　　　　様

まんのう町長 ′　　　　　　　　　　　　　　印

高齢者等ＳＯＳネットワーク事業協力員登録決定（却下）通知書

年 　　月 　　日付けで申請のありました高齢者等ＳＯＳネットワーク事業の協力員の登録について、まんのう町高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決定区分 | 決定 　　　　　　　　　　却下 |
| 氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 協力員の費用負担 | １．登録料は無料です。２．徘徊高齢者等の情報を受ける費用は、協力員の負担となります。（添付ファイルを含むメール受信料等の費用等）３．依頼によって捜索にかかった費用は、協力員の負担となります。（捜索にかかった通信料、移動費用等） |
| 協力員の注意事項 | １．捜索協力の参加は、強制ではありません。２．捜索方法に町からの指示はありません。３．自身の責任の範囲で行動してください。４．個人情報の保護など取扱いについて遵守すること。 |
| 却下理由 |  |
| 備考 |  |

この処分に不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内にまんのう町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、まんのう町を被告として（訴訟においてまんのう町を代表する者はまんのう町長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければならないこととされています。